

3) 健康食品



健康増進や維持の助けになることが期待されるいわゆる「健康食品」は、あくまで食品であり、医薬品とは法律上区別される。

健康食品は、医薬品と異なるとはいえ、誤った使用方法によって健康被害を生じた例もあるんだ。だからこそ消費者に適切な指導を行う必要があるぞ。



しかしながら、健康食品の中でも国が示す要件を満たす食品「保健機能食品」は、一定の基準のもと健康増進の効果等を表示することが許可された健康食品である。

「保健機能食品」には現在、以下の3種類がある。

保健機能食品	特徴
特定保健用食品	身体の生理機能などに影響を与える保健機能成分を含むもので、個別に（一部は規格基準に従って）特定の保健機能を示す有効性や安全性などに関する国の審査を受け、許可されたものである

炎症による腫れを和らげる（抗炎症）

- ①トラネキサム酸
- ②グリチルリチン酸二カリウム

語尾が●●ラミンで終わるものは「抗ヒスタミン」と覚えると問題が解きやすいです。但し、例外的に、「スコボラミン」は「抗コリン」です。

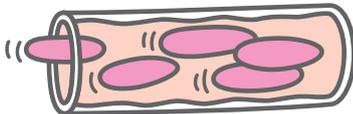


炎症による腫れを和らげる成分（抗炎症成分）



①トラネキサム酸

- 凝固した血液を溶解されにくくする



つまり、血液が固まりやすくなるから、血液が固まることで病気が悪化する人（脳血栓など）には注意が必要！
「血栓のある人」、「血栓症を起こすおそれのある人」は「相談すること」とされている

チョウトウコウ (釣藤鈎)	アカネ科	カギカズラ、 <i>Uncaria sinensis</i> Haviland 又は <i>Uncaria macrophylla</i> Wallich の通例とげ
---------------	------	---

治療域

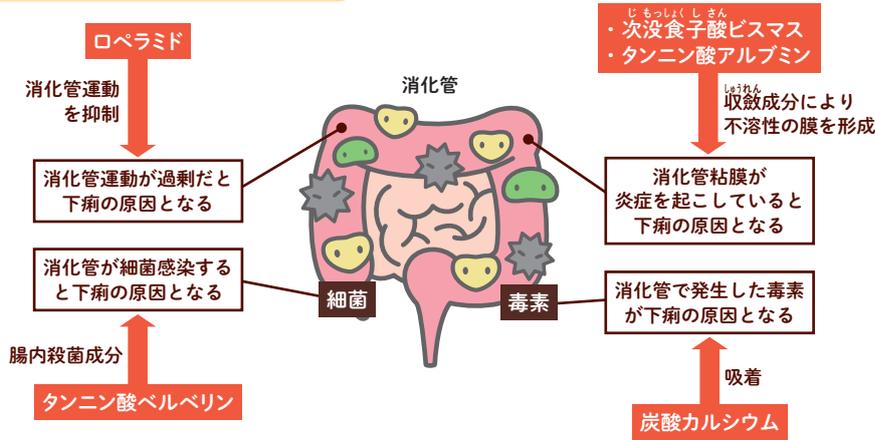
……………最小有効濃度（閾値）

体力中等度以上	ごことう 五虎湯
	まきょうかんせきとう 麻杏甘石湯
体力中等度	しんぴとう 神秘湯
	はんげこうぼくとう 半夏厚朴湯
	さいぼくとう 柴朴湯 (小柴胡合 はんげこうぼくとう 半夏厚朴湯)

体力中等度	じゅうみはいどくとう 十味敗毒湯
体力中等度以下	とうきいんし 当归飲子

分類	配合成分	特徴
下痢止め成分 (食べすぎ・飲みすぎによる下痢、寝冷えによる下痢の症状に用いられる)	ロペラミド	食あたりによる下痢については適用対象でない
腸内殺菌成分 (細菌感染による下痢の症状を鎮める)	タンニン酸 ベルベリン	ベルベリン(殺菌作用)は、生薬のオウバクやオウレンの中に存在する物質
吸着成分 (腸管内の異常発酵等によって生じた有害物質を吸着)	炭酸カルシウム	腸管内の異常発酵等によって生じた有害な物質を吸着させる
生薬成分	木クレオソート	<ul style="list-style-type: none"> 過剰な腸管の(蠕動)運動を正常化し、あわせて水分や電解質の分泌も抑える止瀉作用がある 歯に使用の場合、局所麻酔作用もあるとされる

止瀉成分がどう効くのか?



絶対覚えるポイント

- ・ タンニン酸アルブミンに含まれるアルブミンは、牛乳に含まれるタンパク質から精製される
- ・ ロペラミドは、食あたりによる下痢については適用対象でない

バ・パ。



分類	配合成分	作用
抗ヒスタミン成分	カルビノキサミン クレマスチン ケトチフェン メキタジン アゼラスチン ジフェンヒドラミン	<ul style="list-style-type: none"> 肥満細胞から遊離したヒスタミンが受容体と反応するのを妨げる
	エピナスチン フェキソフェナジン ロラタジン	<ul style="list-style-type: none"> ヒスタミンの働きが抑えられると眠気が促される 抗ヒスタミン成分は、抗コリン作用も示す →排尿困難の症状がある人、緑内障の診断を受けた人では症状の悪化を招くおそれがある

COLUMN 抗ヒスタミン成分ゴロ

あせらすな ケチの カル い ドラ 息子 メッキ がはがれて やって くれます ヒステリー

アゼ ケトチ ヒドラミン クレマスチン ヒステリー

ラスチン フェン カル ドラミン メキタジン 抗ヒスタミン

ビンキサミン

ロックな 笛吹き、ピーっと鳴らす

ロラタジン エピナスチン

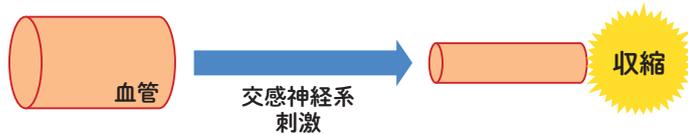
フェキソフェナジン

成分	特徴
アクリノール	黄色の色素である
オキシドール	<ul style="list-style-type: none"> 一般細菌類の一部(連鎖球菌、黄色ブドウ球菌などの化膿菌)に対する殺菌消毒作用を示す 過酸化水素の分解に伴って発生する活性酸素による酸化、及び発生する酸素の泡立ちによる物理的な洗浄効果がある →作用の持続性：乏しい 組織への浸透性：低い
ヨウ素系殺菌消毒成分	<p><共通の特徴></p> <p>酸化力によるヨウ素の殺菌力はアルカリ性になると酸化力が弱くなり低下する</p> <p>→石鹸等と併用する場合には、石鹸分をよく洗い落とすしてから使用する</p>
ポビドンヨード	徐々にヨウ素が遊離して殺菌作用を示す
ヨードチンキ	<p>皮膚刺激性が強く、粘膜(口唇等)や目の周りへの使用は避ける必要がある</p>
ベンザルコニウム塩化物	<ul style="list-style-type: none"> 陽性界面活性成分*である 石鹸との混合によって殺菌消毒効果が低下する →石鹸で洗浄した後に使用する場合は、石鹸を十分に洗い流す必要がある

*陽性界面活性成分とは、プラスイオンが働くことで、水と油をなじませる成分のこと

分類	配合成分	作用
抗炎症成分	グリチルリチン酸	皮膚や鼻粘膜の炎症を和らげる
	トラネキサム酸	
	【生薬】カンゾウ	

分類	作用	配合成分	特徴	依存性
アドレナリン 作動成分	交感神経系を刺激して鼻粘膜の血管を収縮させることによって鼻粘膜の充血や腫れを和らげる	プソイド エフェドリン	他のアドレナリン作動成分に比べて中枢神経系に対する作用が強い →副作用：不眠や神経過敏	○
		メチル エフェドリン	血管収縮作用により痒みを鎮める効果を期待して、アレルギー用薬でも用いられる	
		フェニレフリン		×



依存性がある「●●エフェドリン」は、長期間にわたって連用された場合、薬物依存につながるおそれがあるんだ。

絶対覚えるポイント

- 抗ヒスタミン成分のジフェンヒドラミンは、吸収された一部が乳汁に移行し乳児に昏睡を生じるおそれがある
- 抗ヒスタミン成分は、抗コリン作用も示す
- 皮膚や鼻粘膜の炎症を和らげることを目的として、グリチルリチン酸が配合される
- アドレナリン作動成分は、交感神経系を刺激して鼻粘膜の血管を収縮させることによって鼻粘膜の充血や腫れを和らげる

成分	一般細菌類の一部	真菌	結核菌	ウイルス
アクリノール	○	×	×	×
クロルヘキシジン	○	○	×	×
ヨウ素系殺菌消毒成分	○	○	○	○

クロルヘキシジンが真菌に効くのはシン（真菌）クロ（クロルヘキシジン）と覚えてください。



分類	生薬成分	科名	基原	特徴
痰の切れを良くする (去痰作用)	シャゼンソウ (車前草)	オオバコ科	オオバコの花期の全草	
	オウヒ (桜皮)	バラ科	ヤマザクラ又はカスミザクラの樹皮	
	キキョウ (桔梗)	キキョウ科	キキョウの根	痰又は痰を伴う咳に用いられる
	セネガ	ヒメハギ科	セネガ又はヒロハセネガの根	糖尿病の検査値に影響を生じることがある
	オンジ (遠志)	ヒメハギ科	イトヒメハギの根及び根皮	
	セキサソ (石蒜)	ヒガンバナ科	ヒガンバナ鱗茎	
	バクモンドウ (麦門冬)	ユリ科	ジャノヒゲの根の膨大部	鎮咳、去痰、滋養強壮等の作用を期待して用いられる
口腔咽喉薬・含嗽薬	ラタニア	クラメリア科	クラメリア・トリアンドラ及びその同属植物の根	咽頭粘膜をひきしめる(収斂)作用により炎症の寛解を促す効果を期待して用いられる
	ミルラ (没薬)	カンラン科	ミルラノキ等の植物の皮部の傷口から流出して凝固した樹脂	咽頭粘膜をひきしめる(収斂)作用のほか、抗菌作用も期待して用いられる
	ハッカ (薄荷)	シソ科	ハッカの地上部	芳香による清涼感を目的として、配合されている場合がある
	ウイキョウ (茴香)	セリ科	ウイキョウの果実	
	チョウジ (丁子)	フトモモ科	チョウジの蕾	
	ユーカリ	フトモモ科	ユーカリノキ又はその近縁植物の葉	
健胃成分	オウレン (黄连)	キンポウゲ科	オウレン、 <i>Coptis chinensis</i> Franchet、 <i>Coptis deltoidea</i> C.Y. Cheng et Hsiao 又は <i>Coptis teeta</i> Wallichの根をほとんど除いた根茎	<ul style="list-style-type: none"> 味覚や嗅覚を刺激して反射的な唾液や胃液の分泌を促すことにより、弱った胃の働きを高める これら生薬成分が配合された健胃薬は、散剤をオブラートで包む等、味や香りを遮蔽する方法で服用されると効果が期待できず、そのような服用の仕方は適当でない オウレン、オウバクは、収斂作用のほか、抗菌作用、抗炎症作用も期待して用いられる ベルベリンは、オウレンやオウバクの中に存在する物質である ケイヒは、香りによる健胃作用を期待して用いられる
	オウバク (黄柏)	ミカン科	キハダ又は <i>Phellodendron chinense</i> Schneiderの周皮を除いた樹皮	
	センブリ (千振)	リンドウ科	センブリの開花期の全草	
	ゲンチアナ	リンドウ科	<i>Gentiana lutea</i> Linnéの根及び根茎	
	リュウタン(竜胆)	リンドウ科	トウリンドウ等の根及び根茎	
	ユウタン (熊胆)	クマ科	<i>Ursus arctos</i> Linné 又はその他近縁動物の胆汁を乾燥したもの	
	ケイヒ (桂皮)	クスノキ科	<i>Cinnamomum cassia</i> J. Preslの樹皮又は周皮の一部を除いた樹皮	

P.347

また、第一類医薬品を販売し、授与する店舗において薬剤師を店舗管理者とすることができない場合には、要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する薬局、薬剤師が店舗管理者である要指導医薬品若しくは第一類医薬品を販売し、若しくは授与する店舗販売業又は薬剤師が区域管理者である第一類医薬品を配置販売する配置販売業において登録販売者として3年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が36月以上、又は、従事期間が通算して3年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計2,880時間以上）業務に従事した者であって、その店舗において医薬品の販売又は授与に関する業務に従事するものを店舗管理者にすることができる。

この場合には、店舗管理者を補佐する薬剤師を置かなければならない。

分類	生薬成分	科名	基原	特徴
健胃成分	コウボク（厚朴）	モクレン科	ホオノキ、 <i>Magnolia officinalis</i> Rehder et Wilson 又は <i>Magnolia officinalis</i> Rehder et Wilson var. <i>biloba</i> Rehder et Wilsonの樹皮	香りによる健胃作用を期待して用いられる
	ショウキョウ（生姜）	ショウガ科	ショウガの根茎	
	チョウジ（丁子）	フトモモ科	チョウジの蕾	
	チンピ（陳皮）	ミカン科	ウンシュウミカンの成熟した果皮	
	ソウジュツ（蒼朮）	キク科	ホソバオケラ、シナオケラ又はそれらの種間雑種の根茎	
	ビャクジュツ（白朮）	キク科	オケラの根茎（和ビャクジュツ）又はオオバナオケラの根茎（唐ビャクジュツ）	
	ウイキョウ（茴香）	セリ科	ウイキョウの果実	
	オウゴン（黄芩）	シソ科	コガネバナの周皮を除いた根	
大腸刺激瀉下成分	センナ	マメ科	<i>Cassia angustifolia</i> Vahl 又は <i>Cassia acutifolia</i> Delileの小葉	<ul style="list-style-type: none"> センナ、ダイオウは、大腸に生息する腸内細菌によって分解され、分解生成物が大腸を刺激して瀉下作用をもたらすと考えられている 腸の急激な動きに刺激されて流産・早産を誘発するおそれがある センナ、ダイオウについては、吸収された成分の一部が乳汁中に移行することが知られており、乳児に下痢を生じるおそれがある
	ダイオウ（大黄）	タデ科	<i>Rheum palmatum</i> Linné、 <i>Rheum tanguticum</i> Maximowicz、 <i>Rheum officinale</i> Baillon、 <i>Rheum coreanum</i> Nakai又はそれらの種間雑種の、通例、根茎	
	アロエ ※センノシドに類似の物質を含む	ユリ科	<i>Aloe ferox</i> Miller又はこれと <i>Aloe africana</i> Miller又は <i>Aloe spicata</i> Bakerとの種間雑種の葉から得た液汁を乾燥したものの	
駆虫成分	マクリ	フジマツモ科	マクリの全藻	カイニン酸を含む生薬成分であり、煎薬として回虫の駆除に用いられる
強心薬（強心成分）	センソ（蟾酥）	ヒキガエル科	アジアヒキガエル等の耳腺の分泌物を集めたもの	<ul style="list-style-type: none"> 口中で噛み砕くと舌等が麻痺することがあるため、噛まずに服用することとされている 有効域が比較的狭い →1日5mgを超えて含有する医薬品は劇薬に指定されている
	ゴオウ（牛黄）	ウシ科	ウシ <small>たんのう</small> の胆嚢中に生じた結石	強心作用のほか、末梢血管の拡張による血圧降下、興奮を静める等の作用があるとされる
	ジャコウ（麝香）	シカ科	ジャコウジカ <small>じやく</small> の雄の麝香腺分泌物	強心作用のほか、呼吸中枢を刺激して呼吸機能を高めたり、意識をはっきりさせる等の作用がある
	ロクジョウ（鹿茸）	シカ科	<i>Cervus nippon</i> Temminck、 <i>Cervus elaphus</i> Linné、 <i>Cervus canadensis</i> Erxleben 又はその他同属動物の雄鹿の角化していない幼角	強心作用の他、強壯、血行促進等の作用があるとされる

配置販売業の管理者について

配置販売業者は、「その業務に係る都道府県の区域を、自ら管理し、又は当該都道府県の区域において配置販売に従事する配置員のうちから指定したものに管理させなければならない」とこととされており、その区域を管理する者（以下「区域管理者」という。）については、第一類医薬品を販売し、授与する区域においては薬剤師、第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、授与する区域においては薬剤師又は登録販売者でなければならないこととされている

分類	生薬成分	科名	基原	特徴
強心薬 (強心成分) 以外の配合成分	リュウノウ (竜腦)	フタバガキ科	竜腦樹の樹脂を加工したもの	中枢神経系の刺激作用による 気つけの効果 を期待して用いられる
	シンジュ (真珠)	ウグイスガイ科	アコヤガイ、シンジュガイ又はクロチョウガイ等の外套膜組成中に病的に形成された顆粒状物質	鎮静作用 等を期待して用いられる
外用痔疾	シコン (紫根)	ムラサキ科	ムラサキの 根	新陳代謝促進、殺菌、抗炎症 等の作用を期待して用いられる
	セイヨウトチノミ	トチノギ科	セイヨウトチノキ (マロニエ) の種子	血行促進、抗炎症 等の作用を期待して用いられる
内用痔疾用薬	オウゴン (黄芩)	シソ科	コガネバナの周皮を除いた根	抗炎症作用 を期待して用いられる
	カイカ (槐花)	マメ科	エンジュの蕾	止血効果 を期待して用いられる
	カイカク (槐角)	マメ科	エンジュの成熟果実	
毒成分 尿路消	ウワウルシ	ツツジ科	クマコケモモの 葉	利尿作用のほかに、 尿路の殺菌消毒 効果を期待して用いられる
利尿成分 (尿量増加)	カゴソウ (夏枯草)	シソ科	ウツボグサの 花穂	残尿感、排尿に際して不快感のあるもの に用いられる
	サンキライ (山帰来)	ユリ科	<i>Smilax glabra</i> Roxburghの塊茎	
	ソウハクヒ (桑白皮)	クワ科	マグワの根皮	
	モクツウ (木通)	アケビ科	アケビ又はミツバアケビの 蔓性の茎	
	ブクリョウ (茯苓)	サルノコシカケ科	マツホドの 菌核	
婦人薬	サフラン	アヤメ科	サフランの柱頭	鎮静、鎮痛 のほか、 女性の滞っている月経を促す作用 を期待して、配合されている場合がある
	コウブシ (香附子)	カヤツリグサ科	ハマスゲの根茎	
	センキュウ (川芎)	セリ科	センキュウの根茎	血行を改善し、血色不良や冷えの症状を緩和 するほか、 強壮、鎮静、鎮痛 等の作用を期待して用いられる
	トウキ (当帰)	セリ科	トウキ又はホッカイトウキの根	
内服アレルギー用薬	ジオウ (地黄)	ゴマノハグサ科	アカヤ ジオウ 等の根	
	シンイ (辛夷)	モクレン科	<i>Magnolia biondii</i> Pampanini、ハクモクレン、 <i>Magnolia sprengeri</i> Pampanini、タムシバ又はコブシの蕾	鎮静、鎮痛の作用を期待して用いられる
	サイシン (細辛)	ウマノスズクサ科	ウスバサイシン又はケイリンサイシンの 根及び根茎	鎮痛、鎮咳、利尿等の作用を有するとされ、鼻閉への効果を期待して用いられる
ケイガイ (荊芥)	シソ科	ケイガイの 花穂	発汗、解熱、鎮痛等の作用を有するとされ、鼻閉への効果を期待して用いられる	

その他の成分 (忌避成分)	ディート	<ul style="list-style-type: none"> 効果の持続性が高い 生後6ヶ月未満の乳児への使用を避けることとされている →生後6ヶ月から12歳未満までの小児については顔面の使用を避け、1日の使用限度(6ヶ月以上2歳未満:1日1回、2歳以上12歳未満:1日1~3回)を守って使用する必要がある
	イカリジン	<ul style="list-style-type: none"> 年齢による使用制限がない忌避成分 蚊やマダニなどに対して効果を発揮する

プロポクスルがアセチルコリンエステラーゼと可逆的に結合するのか、不可逆的に結合するのがよく問われる。可逆的というのはくっついたり離れたりすることで、不可逆的というのは一度くっついたら基本離れないということじゃ。だからプロポクスルはスルッと離れることができる可逆的、と覚えるんじゃ!



分類	生薬成分	科名	基原	特徴
皮膚に用いる薬	アルニカ	キク科	アルニカ	抗炎症、血行促進等の作用を期待して、配合されている場合がある ※オウバクは、健胃又は止瀉 <small>しじょう</small> の作用を期待して内服で用いられるが、外用では水で練って患部に貼り、打ち身、捻挫に用いられることがある
	サンシシ(山梔子)	アカネ科	クチナシの果実で、ときには湯通し又は蒸したもの	
	オウバク(黄柏)	ミカン科	キハダ又は <i>Phellodendron chinense</i> Schneiderの周皮を除いた樹皮	
	セイヨウトチノミ	トチノキ科	セイヨウトチノキ(マロニエ)の種子	
作用する配合成分 頭皮・毛根に	カシウ(何首烏)	タデ科	ツルドクダミの塊根	頭皮における脂質代謝を高めて、余分な皮脂を取り除く作用を期待して用いられる
	チクセツニンジン(竹節人參)	ウコギ科	トチバニンジンの根茎	血行促進、抗炎症などの作用を期待して用いられる
	ヒノキチオール	ヒノキ科	タイワンヒノキ、ヒバ等から得られた精油成分	抗菌、血行促進、抗炎症などの作用を期待して用いられる
外用 歯痛薬	サンシシ(山梔子)	アカネ科	クチナシの果実	抗炎症作用を期待して用いられる
	ヒノキチオール	ヒノキ科	タイワンヒノキ、ヒバ等から得られた精油成分	殺菌消毒作用のほか、抗炎症作用なども期待して、配合されている場合がある
歯槽膿漏薬	チョウジ油	フトモモ科	チョウジの蕾又は葉を水蒸気蒸留して得た精油	抗炎症、抗菌などの作用を期待して用いられる
	カミツレ	キク科	カミツレの頭花	抗炎症、抗菌などの作用を期待して用いられる
	ラタニア	クラメリア科	クラメリア・トリアンドラ及びその同属植物の根	咽頭粘膜をひきしめる(収斂)作用により炎症の寛解を促す効果を期待して用いられる
	ミルラ(没薬)	カンラン科	ミルラノキ等の植物の皮部の傷口から流出して凝固した樹脂	咽頭粘膜をひきしめる(収斂)作用のほか、抗菌作用も期待して用いられる
	ニンジン(人參)	ウコギ科	オタネニンジンの細根を除いた根	神経系の興奮や副腎皮質の機能亢進等の作用により、外界からのストレス刺激に対する抵抗力や新陳代謝を高めるとされる
滋養強壯保健薬	インヨウカク(淫羊藿)	メギ科	キバナイカリソウ、イカリソウ、 <i>Epimedium brevicornu Maximowicz</i> 、 <i>Epimedium wushanense</i> T. S. Ying、ホザキイカリソウ又はトキワイカリソウの地上部	強壯、血行促進、強精(性機能の亢進)等の作用を期待して用いられる
	ハンピ(反鼻)	クサリヘビ科	ニホンマムシ等の皮及び内臓を取り除いたもの	
	ヨクイニン(薏苡仁)	イネ科	ハトムギの種皮を除いた種子	肌荒れやいぼに用いられる

分類	生薬成分	科名	基原	特徴
滋養強壯保健薬	オウギ (黄耆)	マメ科	キバナオウギ又は <i>Astragalus mongholicus</i> Bungeの根	強壯作用を期待して、配合されている場合がある
	カシュウ (何首烏)	タデ科	ツルドクダミの塊根	
	サンシュユ (山茱萸)	ミズキ科	サンシュユの偽果の果肉	
	サンヤク (山薬)	ヤマノイモ科	ヤマノイモ又はナガイモの周皮を除いた根茎 (担根体)	
	タイソウ (大棗)	クロウメモドキ科	ナツメの果実	
代表的な生薬成分	ブシ (附子)	キンポウゲ科	ハナトリカブト又はオクトリカブトの塊根を減毒加工して製したもの	心筋の収縮力を高めて血液循環を改善する →利尿作用、鎮痛作用を示す
	カクコン (葛根)	マメ科	クズの周皮を除いた根	解熱、鎮痙等の作用を期待して用いられる
	サイコ (柴胡)	セリ科	ミシマサイコの根	抗炎症、鎮痛等の作用を期待して用いられる
	ポウフウ (防風)	セリ科	<i>Saposhnikovia divaricata</i> Schischkinの根及び根茎	発汗、解熱、鎮痛、鎮痙等の作用を期待して用いられる
	ショウマ (升麻)	キンポウゲ科	<i>Cimicifuga dahurica</i> Maximowicz、 <i>Cimicifuga heracleifolia</i> Komarov、 <i>Cimicifuga foetida</i> Linné 又はサラシナショウマの根茎	発汗、解熱、解毒、消炎等の作用を期待して用いられる
	ブクリョウ (茯苓)	サルノコシカケ科	マツホドの菌核	利尿、健胃、鎮静等の作用を期待して用いられる
	レンギョウ (連翹)	モクセイ科	レンギョウの果実	鎮痛、抗菌等の作用を期待して用いられる
	サンザシ (山査子)	バラ科	サンザシ又はオオミサンザシの偽果	健胃、消化促進等の作用を期待して用いられる

漢方処方製剤で勉強した「防己黄耆湯」の特徴（キーワード）は「水ぶとり」。水ぶとりとは、体内に水が溜まった状態だ。「防己黄耆湯」は、名前から分かるように、生薬成分である「ポウイ」が含まれている。ポウイの特徴は、尿量増加（利尿）作用だったな！つまり、防己黄耆湯は、尿量増加（利尿）作用のあるポウイが含まれているから、水ぶとりの人に適すとされるんだ！

生薬成分は、まず科名や基原を中心に勉強するといいが、勉強が進んだら漢方処方製剤と絡めて勉強すると面白いぞ！



	特徴	どの微生物に有効か？			
		一般細菌類	真菌	結核菌	ウイルス
アクリノール	黄色の色素	効く	効かない	効かない	効かない
クロルヘキシジン	真菌に有効	効く	効く	効かない	効かない
ベンザルコニウム塩化物	石鹼との混合によって効果が低下する	効く	効く	効かない	効かない
クレゾール石鹼液	<ul style="list-style-type: none"> 刺激性が強い →原液が直接皮膚に触れないように使用 大部分のウイルスには効かない 	効く	効く	効く	大部分効かない
ヨウ素系殺菌消毒成分	ヨウ素の殺菌力はアルカリ性になると低下する	効く	効く	効く	効く
次亜塩素酸ナトリウム	皮膚刺激性が強いので、通常人体の消毒には用いられない	効く	効く	効く	効く
エタノール イソプロパノール	ウイルスのかたい殻を破壊するので、ウイルスに有効とされる	効く	効く	効く	効く

登録販売者は、法第4条第5項第1号において、「**法第36条の8第2項の登録を受けた者**をいう」と規定されている。

販売従事登録の申請については、規則第159条の7において次のように規定されている。販売従事登録を受けようとする者は、様式第八十六の二による申請書を**医薬品の販売又は授与に従事する薬局又は医薬品の販売業の店舗の所在地の都道府県知事**（配置販売業にあっては、配置しようとする区域をその区域に含む都道府県の知事。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

販売従事登録を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類を添える

- ・ 申請者が**登録販売者試験に合格したことを証する書類**
- ・ 申請者の戸籍謄本、戸籍抄本、戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書
- ・ 申請者が精神の機能の障害により業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合は、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書
- ・ 申請者が薬局開設者又は医薬品の販売業者でないときは、雇用契約書の写しその他薬局開設者又は医薬品の販売業者の申請者に対する**使用関係を証する書類**

また、**二以上の都道府県において販売従事登録を受けようとする申請した者は**、当該申請を行った都道府県知事のうち**いずれか一の都道府県知事の登録のみを受けることができる。**

販売従事登録を行うため、都道府県に登録販売者名簿を備え、次に掲げる事項を登録する

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② **本籍地都道府県名**（日本国籍を有していない者については、その国籍）、氏名、生年月日及び性別
- ③ **登録販売者試験合格の年月**及び試験施行地都道府県名
- ④ その他都道府県知事が必要と認める事項

なお、登録販売者は、これら①～④の**登録事項に変更を生じたときは、30日以内に、その旨を届けなければならない**とされており、届出をするには、変更届に届出の原因たる事実を証する書類を添え、登録を受けた都道府県知事に提出しなければならないとされている。ただし、**住所は登録事項ではないため、届出は求められていない。**

また、登録販売者は、**一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとしなくなったときは、30日以内に、登録販売者名簿の登録の削除を申請しなければならない**とされている。

薬局製造販売医薬品、要指導医薬品及び一般用医薬品の販売制度に関する事項

- ① 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の定義並びにこれらに関する解説
- ② 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の表示に関する解説
- ③ 要指導医薬品、第一類医薬品、第二類医薬品及び第三類医薬品の情報の提供に関する解説
- ④ 薬局製造販売医薬品を調剤室外の場所に陳列する場合にあっては、薬局製造販売医薬品の定義及びこれに関する解説並びに表示、情報の提供及び陳列に関する解説
- ⑤ 要指導医薬品の陳列に関する解説
- ⑥ 指定第二類医薬品の陳列等に関する解説
- ⑦ **指定第二類医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、当該指定第二類医薬品の禁忌を確認すること及び当該指定第二類医薬品の使用について薬剤師又は登録販売者に相談することを勧める旨**
- ⑧ 一般用医薬品の陳列に関する解説
- ⑨ 医薬品による健康被害の救済制度に関する解説
- ⑩ 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置
- ⑪ その他必要な事項

製造販売元の製薬企業、製造業者のみならず、薬局及び医薬品の販売業においても、不正表示医薬品は販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列してはならず、模造に係る医薬品及び次に掲げる不良医薬品は、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で製造し、輸入し、貯蔵し、若しくは陳列してはならないとされている。

- (a) 日本薬局方に収められている医薬品であって、その性状、品質が日本薬局方で定める基準に適合しないもの
- (b) 法第41条第3項の規定によりその基準が定められた体外診断用医薬品であって、その性状、品質又は性能がその基準に適合しないもの
- (c) 法第14条、法第19条の2、法第23条の2の5若しくは法第23条の2の17の承認を受けた医薬品又は第23条の2の23の認証を受けた体外診断用医薬品であって、その成分若しくは分量又は性状、品質若しくは性能がその承認又は認証の内容と異なるもの
- (d) 法第14条第1項又は法第23条の2の5第1項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定した医薬品であって、その成分若しくは分量（成分が不明のものにあつては、その本質又は製造方法）又は性状又は品質若しくは性能がその基準に適合しないもの
- (e) 法第42条第1項の規定によりその基準が定められた医薬品であって、その基準に適合しないもの
- (f) その全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成っている医薬品
- (g) 異物が混入し、又は付着している医薬品
- (h) 病原微生物その他疾病の原因となるものにより汚染され、又は汚染されているおそれがある医薬品
- (i) 着色のみを目的として、厚生労働省令で定めるタール色素以外のタール色素が使用されている医薬品

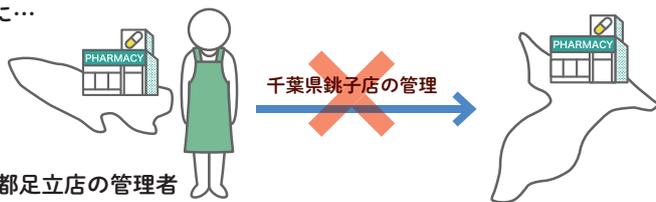
「製造販売元の製薬企業、製造業者のみならず、薬局及び医薬品の販売業においても」というのがポイントです。つまりドラッグストアで販売するときにこれらの事項を守らなければならないということですね。試験のポイントでもありますので覚えておきましょう。



この名札については、過去5年間のうち薬局、店舗販売業又は配置販売業において、一般従事者として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間及び登録販売者として業務に従事した期間（以下「従事期間」という。）が通算して2年（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月、又は、従事期間が通算して2年以上、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間）に満たない登録販売者である場合は、「登録販売者（研修中）」などの容易に判別できるような表記をすることが必要である

店舗販売業者は、「その店舗を、自ら実地に管理し、又はその指定する者に実地に管理させなければならない」とこととされており、**その店舗を実地に管理する者は、「薬剤師又は登録販売者でなければならない」**こととされている

さらに…



店舗管理者は、その店舗の所在地の都道府県知事の許可を受けた場合を除き、その店舗以外の場所で業として店舗の管理その他薬事に関する実務に従事する者であってはならない。

P.341でも言いましたが、「実地に管理」というのは「現場で実際に管理」という意味です。



店舗管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、その店舗において医薬品の販売又は授与に従事しているものでなければならない。

	店舗の種類	店舗管理者
一	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師
二	第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、授与する店舗	薬剤師又は登録販売者



この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、

- ①一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう。）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ②登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む。）に従事した期間

が通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も店舗管理者となれることとされている。

販売する品目	区域管理者
第一類医薬品を販売し、授与する区域	薬剤師
第二類医薬品又は第三類医薬品を販売し、授与する区域	薬剤師又は登録販売者

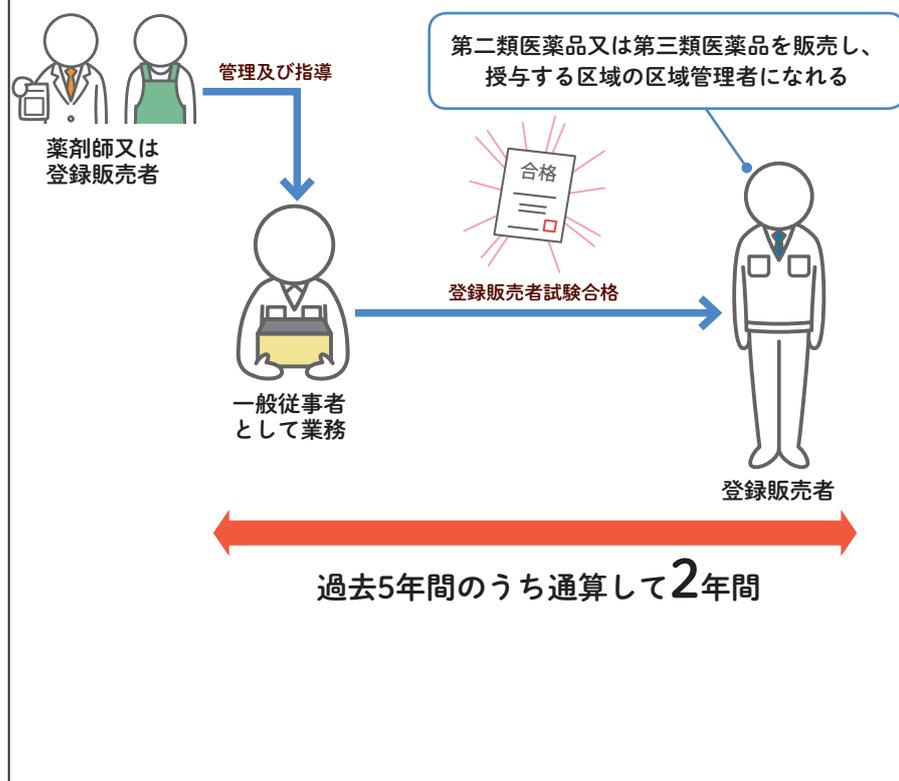


この登録販売者は、薬局、店舗販売業又は配置販売業において、過去5年間のうち、

- ①一般従事者（その薬局、店舗又は区域において実務に従事する薬剤師又は登録販売者以外の者をいう）として薬剤師又は登録販売者の管理及び指導の下に実務に従事した期間
- ②登録販売者として業務（店舗管理者又は区域管理者としての業務を含む）に従事した期間

が通算して2年以上（従事期間が月単位で計算して、1か月に80時間以上従事した月が24月以上、又は、従事期間が通算して2年以上あり、かつ、過去5年間に於いて合計1,920時間以上）あることが必要である。

ただし、これらの従事期間が通算して2年以上であり、かつ、過去に店舗管理者等として業務に従事した経験がある場合も区域管理者となれることとされている。



2年の経験
(過去5年間のうち)

あり

ヤクゼミファーマシー
登録販売者
山田 太郎

なし

ヤクゼミファーマシー
登録販売者 研修中
鈴木 次郎



そういえば、ドラッグストアで若葉マークを名札につけている人がいるなあ。この条件を満たしていない人がそうなのか。

＜^{らんよう}濫用等のおそれのあるもの＞

薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者は、一般用医薬品のうち、濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定するものを販売し、又は授与するときは、次の方法により行わなければならないこととされている

- ① 当該薬局、店舗又は区域において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること
 - i) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - iii) 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が適正な使用のために必要と認められる数量を超えて購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - iv) その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- ② 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、①の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のため必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること



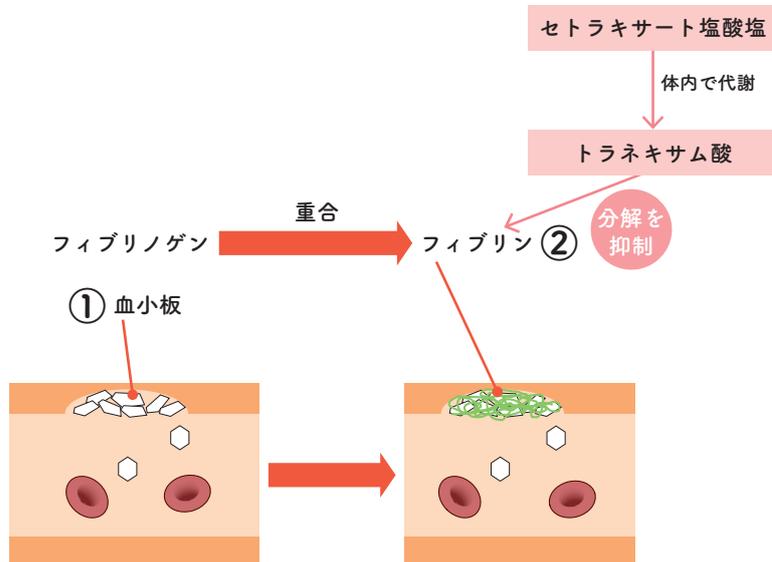
咳止めシロップ、5本ください



5本？何に使うんだらう？

トラネキサム酸、セトラキサート塩酸塩と血液凝固の関係

血液凝固は、①損傷部位に血小板が粘着、凝集して傷口を覆う、②血漿タンパク質の一種であるフィブリノゲンが傷口で重合して線維状のフィブリンとなる、の流れで起こる。
 トラネキサム酸は、フィブリン分解を抑制するため、血栓が生じやすくなる。セトラキサート塩酸塩は、体内で代謝されてトラネキサム酸を生じることから、血栓のある人、血栓を起こすおそれのある人では、生じた血栓が分解されにくくなることが考えられる。
 そのような背景から使用上の注意の記載がなされている。



内容	主な成分・薬効群	覚えておくべき理由など
血栓のある人 (脳血栓、心筋梗塞、血栓静脈炎等) 血栓症を起こすおそれのある人	トラネキサム酸 (内服) セトラキサート塩酸塩	生じた血栓が分解されにくくなるため

血液凝固の仕組みについては、第2章P.63を参考にしてください。第2章の知識と第3章の知識を組み合わせると理解しやすいですね。

